銃砲刀剣類所持等取締法施行細則をここに公布する。

平成21年５月29日

大分県公安委員会委員長　戸　高　善　之

大分県公安委員会規則第６号

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則

（趣旨）

第１条　この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第６号。以下「法」という。）、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号。以下「施行令」という。）及び銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号。以下「施行規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（銃砲刀剣類製造等の事業の廃止の届出）

第２条　施行規則第２条第４項の規定による届出は、銃砲刀剣類製造・販売・製作事業廃止届出書（第１号様式）により行うものとする。

（人命救助等に従事する者届出済証明書の亡失等の届出）

第３条　施行規則第２条の２第３項において準用する施行規則第３条第５項の規定による届出は、人命救助等に従事する者届出済証明書亡失・盗難・滅失届出書（第２号様式）により行うものとする。

（使用人届出済証明書の亡失等の届出）

第４条　施行規則第３条第５項の規定による届出は、使用人届出済証明書亡失・盗難・滅失届出書（第３号様式）により行うものとする。

（射撃競技用けん銃、公演用銃砲刀剣類等を所持しようとする者に対する許可の期間）

第５条　施行令第４条第１項の規定により公安委員会が定める許可の期間は、２年とする。

２　施行令第４条第２項の規定により公安委員会が定める許可の期間は、１年を超えない範囲内において、芸能の公演又は博覧会その他これに類する催しの期間等を考慮して必要と認める期間を、その都度定める。

（申請書の添付書類）

第６条　施行規則第４条の２第１項第４号の書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

(1) ライフル銃による獣類の捕獲を職業とする者　ライフル銃による獣類の捕獲を職業とする理由書（第４号様式）

(2) 事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者　事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする理由書（第５号様式）

(3) 継続して10年以上猟銃の所持の許可を受けている者　猟銃所持経歴書（第６号様式）

２　施行規則第４条の２第１項第７号の書類は、刀剣類を所持しようとする理由書（第７号様式）とする。

３　施行規則第４条の２第１項第８号の書類は、演劇・舞踊・博覧会等に関する説明書（第８号様式）とする。

4　施行規則第４条の２第１項第９号の書類は、博物館等に関する説明書（第９号様式）とする。

5　施行規則第４条の２第１項第10号の証明書は、業務のための所持証明書（第10号様式）とする。

（国際競技に参加する外国人に対する許可の期間）

第７条　施行令第６条第１項の規定により公安委員会が定める許可の期間は、60日とする。

（許可証の亡失等の届出）

第８条　施行規則第９条の届出書は、銃砲刀剣類所持許可証亡失・盗難・滅失届出書（第11号様式）とする。

（教習資格認定証の有効期間）

第９条　施行令第６条の３第２項の規定により公安委員会が定める教習資格認定証の有効期間は、３月とする。

（身分を示す証明書）

第10条　法第10条の６第４項（法第27条の２第３項において準用する場合を含む。）の身分を示す証明書は、身分証明書（第12号様式）とする。

（医師の指定）

第11条　法第12条の３の規定による医師の指定（以下「医師の指定」という。）は、次の表の左欄に掲げる診断の対象者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる医師のうちから行うものとする。

診断の対象者	医　　師
法第５条第１項第３号の政令で定める病気（施行令第５条の２第３号に規定する病気を除く。）にかかっている者並びに法第５条第１項第４号及び第５号に掲げる者であるかどうかを調査する必要があると認める者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第18条第１項の規定により精神保健指定医に指定されている医師
施行令第５条の２第３号に規定する病気にかかっている者であるかどうかを調査する必要があると認める者	左欄の病気の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師
介護保険法（平成９年法律第123号）第８条第16項に規定する認知症である者であるかどうかを調査する必要があると認める者	左欄の認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師

2　医師の指定の期間は３年以内とし、再指定を妨げないものとする。

3　公安委員会は、医師の指定を行ったときは、その氏名、勤務する病院の名称及び所在地並びに診断の対象者を公示するものとする。

（準空気銃製造等の事業の廃止の届出）

第12条　施行規則第16条の４第４項の規定による届出は、準空気銃製造・輸出事業廃止届出

書（第13号様式）により行うものとする。

（模造けん銃製造等の事業の廃止の届出）

第13条　施行規則第17条の２第５項（施行規則第17条の３第２項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、模造けん銃／模擬銃器製造・輸出事業廃止届出書（第14号様式）により行うものとする。

（銃砲又は刀剣類の発見又は拾得の届出）

第14条　法第23条の規定による届出は、銃砲刀剣類発見（拾得）届出書（第15号様式）により行うものとする。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成21年６月１日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の日から銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成20年法律第86号）の施行の日の前日までの間においては、同規則第11条第１項の表中「第５条第１項第３号」とあるのは「第５条第１項第２号」と、「第５条第１項第４号及び第５号」とあるのは「第５条第１項第３号及び第４号」と、同規則第12号様式中「当該猟銃又は当該猟銃に適合する実包の保管」とあるのは「その保管」と、「猟銃又は当該猟銃に適合する実包の保管場所に立ち入り、保管設備、前条の帳簿その他の物件を検査」とあるのは「猟銃の保管場所に立ち入り、検査」とする。